

(写)

鹿労発基 0917 第 2 号
令和 7 年 9 月 17 日

鹿児島地方最低賃金審議会
会長 川口 俊一 殿

鹿児島労働局長
永野 和則



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いします。

記

鹿児島県自動車（新車）小売業最低賃金（平成 20 年鹿児島労働局最低賃金公示第 2 号）